国の債権に係る情報の公表

国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省
（東日本大震災復興特別会計）

歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

（単位:百万円）

平成26年度

	管理対象債権額	前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分	消滅額	前年度以前発生分	うち不納欠損額	本年度発生分	うち不納欠損額
合　計	256,133	45,785	210,347	222,566	24,128	2	198,437	-
備　考	■主なもの (目)返納金債権　107,106 (目)公共事業費地方負担金債権　60,834 (目)損害賠償金債権　57,782			■主なもの (目)返納金債権　101,127 (目)公共事業費地方負担金債権　60,698				

平成27年度

	管理対象債権額	前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分	消滅額	前年度以前発生分	うち不納欠損額	本年度発生分	うち不納欠損額
合　計	216,994	37,185	179,809	182,961	10,258	2	172,702	-
備　考	■主なもの (目)返納金債権　110,639 (目)公共事業費地方負担金債権　70,342			■主なもの (目)返納金債権　108,994 (目)公共事業費地方負担金債権　70,171				

平成28年度

	管理対象債権額	前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分	消滅額	前年度以前発生分	うち不納欠損額	本年度発生分	うち不納欠損額
合　計	853,924	40,726	813,198	818,482	9,243	-	809,238	-
備　考	■主なもの (目)損害賠償金債権　616,094 (目)返納金債権　107,671			■主なもの (目)損害賠償金債権　616,092 (目)返納金債権　107,594				

※消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号。）第二十七条各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

歳入金債権の年度末現在額の推移

（単位:百万円）

平成26年度末現在額

債権の種類	年度末現在額	一般分（徴収停止分を除く。）本年度発生債権分 履行期限到来額	本年度発生債権分 履行期限未到来額	前年度以前発生債権分 履行期限到来額	前年度以前発生債権分 履行期限未到来額	合計 履行期限到来額	合計 履行期限未到来額	徴収停止分 本年度発生債権分	徴収停止分 前年度以前発生債権分
(款)公共事業費負担金収入	135	-	135	-	-	-	135	-	-
(項)公共事業費負担金収入	135	-	135	-	-	-	135	-	-
(目)公共事業費地方負担金債権	135	-	135	-	-	-	135	-	-
(款)雑収入	33,430	19	11,754	3	21,653	22	33,408	-	-
(項)貸付金等回収金収入	27,450	-	5,796	-	21,653	-	27,450	-	-
(目)独立行政法人日本学生支援機構貸付金債権	14,030	-	4,957	-	9,072	-	14,030	-	-
(目)災害援護貸付金債権	13,419	-	838	-	12,580	-	13,419	-	-
(項)雑収入	5,979	19	5,957	3	-	22	5,957	-	-
(目)返納金債権	5,978	18	5,957	2	-	21	5,957	-	-
(目)延滞金債権	0	0	-	-	-	0	-	-	-
(目)損害賠償金債権	0	-	-	0	-	0	-	-	-
合　計	33,566	19	11,890	3	21,653	22	33,543	-	-

平成27年度末現在額

債権の種類	年度末現在額	一般分（徴収停止分を除く。）本年度発生債権分 履行期限到来額	本年度発生債権分 履行期限未到来額	前年度以前発生債権分 履行期限到来額	前年度以前発生債権分 履行期限未到来額	合計 履行期限到来額	合計 履行期限未到来額	徴収停止分 本年度発生債権分	徴収停止分 前年度以前発生債権分
(款)公共事業費負担金収入	170	-	170	-	-	-	170	-	-
(項)公共事業費負担金収入	170	-	170	-	-	-	170	-	-
(目)公共事業費地方負担金債権	170	-	170	-	-	-	170	-	-
(款)雑収入	33,864	11	6,924	4	26,923	15	33,848	-	-
(項)貸付金等回収金収入	32,217	-	5,294	-	26,923	-	32,217	-	-
(目)独立行政法人日本学生支援機構貸付金債権	18,249	-	4,524	-	13,725	-	18,249	-	-
(目)災害援護貸付金債権	13,967	-	769	-	13,197	-	13,967	-	-
(項)雑収入	1,646	11	1,630	4	-	15	1,630	-	-
(目)返納金債権	1,644	10	1,630	3	-	14	1,630	-	-
(目)延滞金債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(目)損害賠償金債権	1	0	-	0	-	1	-	-	-
合　計	34,034	11	7,095	4	26,923	15	34,018	-	-

平成28年度末現在額

債権の種類	年度末現在額	一般分（徴収停止分を除く。）本年度発生債権分 履行期限到来額	本年度発生債権分 履行期限未到来額	前年度以前発生債権分 履行期限到来額	前年度以前発生債権分 履行期限未到来額	合計 履行期限到来額	合計 履行期限未到来額	徴収停止分 本年度発生債権分	徴収停止分 前年度以前発生債権分
(款)公共事業費負担金収入	576	-	576	-	-	-	576	-	-
(項)公共事業費負担金収入	576	-	576	-	-	-	576	-	-
(目)公共事業費地方負担金債権	576	-	576	-	-	-	576	-	-
(款)雑収入	34,866	61	3,322	15	31,467	77	34,789	-	-
(項)貸付金等回収金収入	34,788	-	3,321	-	31,467	-	34,788	-	-
(目)独立行政法人日本学生支援機構貸付金債権	20,907	-	2,819	-	18,087	-	20,907	-	-
(目)災害援護貸付金債権	13,881	-	501	-	13,379	-	13,881	-	-
(項)雑収入	78	61	0	15	-	77	0	-	-
(目)返納金債権	76	61	0	14	-	75	0	-	-
(目)延滞金債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(目)損害賠償金債権	1	-	-	1	-	1	-	-	-
合　計	35,442	61	3,898	15	31,467	77	35,365	-	-

※1　計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。
※2　百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「−」で表示している。

（付表）

平成27年度

不納欠損額の内訳

国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、
外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省及び防衛省所管
東日本大震災復興特別会計

（単位：百万円）

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	-	-	9	2	9	2	（目）返納金債権 2
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結了）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	-	-	9	2	9	2	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	

（付表）

平成28年度

不納欠損額の内訳

国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、
外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省及び防衛省所管
東日本大震災復興特別会計

（単位：百万円）

区分		本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）								
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）								
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）								
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）								
	債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）							
	債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結了）							
	債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）							
	債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）							
	債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）							

該当なし